

[事案 26-172] 転換契約無効請求

・平成 27 年 6 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

積立部分がない商品であることや、積立終身保険の積立部分を終身保険の保険料に充当することの説明がなかったなどとして、転換契約の無効などを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 7 月に積立終身保険から転換した終身保険について、以下の理由により、転換契約の無効および契約者貸付の利息の返還を求める。

- (1) 契約転換の際、募集人から、積立終身保険（契約①）のファンド部分（積立部分）の金額全額を終身保険（契約②）の終身保障部分の保険料に組み入れるとの説明がなく、契約②にはファンドがないということの説明も受けていない。
- (2) きちんとした説明を受けて理解さえしていれば、契約者貸付をするということにはなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転換時に、募集人より、ファンドがなくなること、積立金が終身保障部分ならびに逓減定期保険特約部分に充当されること、契約②においては契約者貸付ができるが利息がかかること等について説明し、申立人も理解・認識したうえで手続きしており、申立人に錯誤はない。
- (2) 転換時の説明に加え、契約者貸付時においても利息が発生することは説明しており、説明義務違反はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、転換時の募集人の説明内容等を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、転換契約に関して申立人の錯誤を認められず、また、契約者貸付に関して保険会社の説明義務違反を認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。

<参考>

○転換契約に関して申立人の錯誤が認められない理由は、以下のとおり。

- (1) 事情聴取時に、申立人は、契約①は、平成 24 年には更新時期が来ていたが、契約①に戻した場合、保険料が高くなってそれを支払うことができないため、転換契約を無効とすることは望んでいないことを明確に述べている。

そうすると、転換契約の無効については、申立人がそれを望んでいない以上、当審査会においても判断することはできない。

- (2) さらに申立人は、契約②を減額した平成 26 年 3 月時点において、契約②を解約したことにして、それ以降の保険料の返還を求めたいと述べており、この主張が申立人の求めている

主張であると解される。

しかし、事情聴取で申立人が述べた諸事情を考慮しても、平成 26 年 3 月時点で、契約②を解約すべき原因は見出すことはできない。

○契約者貸付に関して保険会社の説明義務違反を認められない理由は、以下のとおり。

- (1) 事情聴取において、募集人は、転換の際、主として、設計書で説明したと述べており、申立人も、少なくとも簡単な説明を受けたことを認めている。設計書では、契約①と契約②の保障内容が図表により比較説明され、契約①の転換価格が、契約②の逡減定期保険特約および終身保険に充当されることが明記されている。
- (2) また、設計書には、契約②では、ファンドがないために積立金の引き出しができず、契約者貸付を利用する場合には利息がかかることが分かりやすく説明されている。
- (3) 事情聴取において、募集人は、支部長に「この保険には利息がかからない。終身保険の方は利息がかかるから、お金の必要な方は出してもらおう」などの点をきちんと言わないといけないと言われていたので、転換の際に、契約②においては、貸し付けを受けるときに利息が付くことを説明したなどと述べており、特段不自然な点もない。